

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月15日

阪南市長 水野 謙二

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーエバグリーン阪南店  
阪南市黒田453番地の1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原 まき
- (3) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 開店時刻 9時00分  
(変更後) 開店時刻 7時00分  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 8時30分～0時30分  
(変更後) 6時30分～0時30分
- (4) 変更する年月日  
ア及びイに掲げる事項 令和5年7月21日

#### 2 届出年月日

令和5年7月20日

#### 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間  
令和5年8月15日から令和5年12月15日まで
- (2) 縦覧の場所  
阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市役所未来創生部まちの活力創造課

#### 4 意見書の提出先

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市役所未来創生部まちの活力創造課  
TEL 072-489-4508